

(公印・契印省略)

総政企第 134 号
令和 3 年 6 月 30 日

統計委員会委員長
北 村 行 伸 殿

総務大臣
武 田 良 太

諮問第155号
毎月勤労統計調査の変更について（諮問）

標記について、令和 3 年 6 月 10 日付け厚生労働省発政統 0610 第 4 号により厚生労働大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項において準用する同法第 9 条第 4 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

厚生労働省発政統 0610 第 4 号
令和 3 年 6 月 10 日

総務大臣 殿

厚生労働大臣
(公 印 省 略)

基幹統計調査の変更について (申請)

下記調査の変更について、統計法 (平成19年法律第53号) 第11条第 1 項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

毎月勤労統計調査

主管部課	厚生労働省政策統括官付参事官付 雇用・賃金福祉統計室
事務担当者	高田 崇司 電話 03-3595-3145 e-mail : takada-takashi01@mhlw. go. jp

申請事項記載書

1 調査の名称 毎月勤労統計調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>4 報告を求める個人又は法人その他の団体</p> <p>(1) 報告者数</p> <p>① 全国調査</p> <p>約 33,000 事業所 (母集団の大きさ 約 200 万事業所)</p> <p>・<u>常用労働者を常時 30 人以上雇用する事業所 (以下「第一種事業所」という。)</u> 約 15,000 事業所</p> <p>・<u>常用労働者を常時 5 人以上 30 人未満雇用する事業所 (以下「第二種事業所」という。)</u> 約 18,000 事業所</p> <p>② 地方調査</p> <p>約 43,000 事業所 (母集団の大きさ 約 200 万事業所)</p> <p>・<u>第一種事業所</u> 約 25,000 事業所</p> <p>・<u>第二種事業所</u> 約 18,000 事業所</p> <p>※ <u>全国調査の報告者は、地方調査の報告者でもあ</u></p>	<p>4 報告を求める個人又は法人その他の団体</p> <p>(1) 報告者数</p> <p>・全国調査</p> <p>約33,200事業所 (母集団の大きさ 約180万事業所)</p> <p>・地方調査</p> <p>約43,500事業所 (母集団の大きさ 約180万事業所)</p>	<p>報告者数は、第一種事業所、第二種事業所それぞれについて定めて設計を行っていることから、第一種事業所、第二種事業所それぞれの事業所数を明確化するとともに、事業所数を直近の数値に更新する。</p>

り、両者の報告者数の差が、地方調査のみの報告者数である。

③ 特別調査

約 22,000 事業所（見込み）※（母集団の大きさ 約 210 万事業所）

※ 調査対象とする約 2,200 調査区における常用労働者を 5 人未満雇用する全ての事業所

（注）母集団の大きさは、いずれも事業所母集団データベース（平成 30 年次フレーム）に基づく数値である。

（2）報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）（詳細は別紙のとおり）

① 第一種事業所

調査実施時期に利用可能な最新の事業所母集団データベースの年次フレームによる名簿に、厚生労働省及び都道府県が把握した事業所情報を反映したものを母集団情報として、事業所を都道府県・産業・規模別に無作為に抽出する層化無作為一段抽出

・特別調査

約25,000事業所（母集団の大きさ 約220万事業所）

（2）報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）（詳細は別紙のとおり）

・全国調査及び地方調査のうち、常用労働者を常時 30人以上雇用する事業所（以下「第一種事業所」という。）

事業所母集団データベースの年次フレームによる名簿を抽出名簿として、事業所を産業・規模別に無作為に抽出する層化無作為一段抽出

特別調査は、抽出した調査区内事業所の全てを調査する集落抽出で行うため、標本設計上は報告者数ではなく調査区数を定めている。このため、標本設計で定められた調査区数を明記するとともに、事業所数を直近の数値に更新する。

母集団情報について、事業所母集団データベース以外の情報を反映させていることから、実態に即して記載を明確化するとともに、地

調査期間は3年1か月とする。毎年1月分調査で、全体の3分の1ずつ入れ替える。ただし、入替え月は入替え前の事業所も併せて調査する。

このうち、規模が500人以上の事業所については、全数調査とする。

② 第二種事業所

経済センサスの調査区を基に作成した調査区名簿から調査区を都道府県・層別に無作為に抽出し、さらに、抽出した調査区内において、厚生労働省及び都道府県が5～29人規模事業所の名簿を作成し、事業所を産業別に無作為に抽出する層化無作為二段抽出

調査期間は1年6か月とする。毎年1月分調査と7月分調査で、全体の3分の1ずつ、調査区を含めて入れ替える。

③ 特別調査

調査期間は3年1か月とする。毎年1月分調査で、全体の3分の1ずつ入れ替える。ただし、入替え月は入替え前の事業所も併せて調査する。

なお、平成30年1月分及び平成31年1月分調査は、調査対象事業所を一度に入れ替える旧方式からの切り替えに伴い、経過措置として、全体の半数を入れ替える。

※ただし、規模が500人以上の事業所については、全数調査とする。

- ・ 全国調査及び地方調査のうち、常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所（以下「第二種事業所」という。）

経済センサスの調査区を基に作成した調査区名簿から調査区を無作為に抽出し、さらに、抽出した調査区内において、5～29人規模事業所の名簿を作成し、事業所を産業別に無作為に抽出する層化無作為二段抽出

調査期間は1年6か月とする。毎年1月分調査と7月分調査で、全体の3分の1ずつ、調査区を含めて入れ替える。

- ・ 特別調査

方調査等において都道府県別に抽出することを明記する。

平成30年1月分及び平成31年1月分の入替えは終了していることから削除する。

調査区を都道府県別・層別に抽出すること及び厚生労働省及び都道府県が5～29人規模事業所の名簿を作成することを明記する。

経済センサスの調査区を基に作成した調査区名簿から調査区を都道府県・層別に無作為に抽出し、抽出した調査区内において、厚生労働省及び都道府県が5人未満規模事業所の名簿を作成し、常用労働者を5人未満雇用する全事業所を抽出する集落抽出

(3) 報告義務者

調査事業所の事業主

ただし、事業主が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、事実上当該事業所の事業主に代わる者が報告を行うものとする。

また、事業主以外の者が報告を求める事項の管理をしている場合には、当該管理をしている者が事業主に代わって報告を行うことができることとする。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項 (詳細は調査票を参照)

① 全国調査及び地方調査

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ロ 調査期間及び操業日数

経済センサスの調査区を基に作成した調査区名簿から調査区を無作為に抽出し、抽出した調査区内において、常用労働者を5人未満雇用する全事業所を抽出する集落抽出

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項 (詳細は調査票を参照)

・全国調査及び地方調査

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ロ 調査期間及び操業日数

調査区を都道府県別・層別に抽出すること及び厚生労働省及び都道府県が5人未満事業所の名簿を作成することを明記する。

事業主が報告義務者であることを明記するとともに、

- ・事業主が報告を行うことができない場合には事実上当該事業所の事業主に代わる者が報告を行うこと
- ・事業主以外の者(本社や会計事務所等)が、報告を求める事項の管理をしている場合には、当該管理をしている者が事業主に代わって報告することができることを明記する。

ハ 企業規模

ニ 常用労働者に係る性別労働者数、異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額及び特別に支払われた給与額

ホ 常用労働者に係る超過労働給与額及び特別に支払われた給与の名称別金額

ヘ パートタイム労働者に係る労働者数、異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額、超過労働給与額及び特別に支払われた給与額

ト 雇用、給与及び労働時間の変動に関連する事項

[集計しない事項の有無] 無 有

「調査期間及び操業日数」、「企業規模」、「雇用、給与及び労働時間の変動に関連する事項」及び「特別に支払われた給与の名称別金額」（賞与を除く。）は、調査票の審査に用いるものであり、集計は行わない。

② 特別調査

イ 事業所名及び電話番号

ロ 主要な生産品の名称又は事業の内容

ハ 調査期間

ハ 企業規模

ニ 性別常用労働者数及びパートタイム労働者数並びに常用労働者に係る性別異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額及び特別に支払われた給与額

ホ 常用労働者に係る超過労働給与額及び特別に支払われた給与の名称別金額

ヘ パートタイム労働者に係る異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額、超過労働給与額及び特別に支払われた給与額

ト 雇用、給与及び労働時間の変動に関連する事項

[集計しない事項の有無] 無 有

「調査期間及び操業日数」、「企業規模」、「雇用、給与及び労働時間の変動に関連する事項」及び「特別に支払われた給与の名称別金額」（賞与を除く。）は、調査票の審査に用いるものであり、集計は行わない。

・ 特別調査

イ 事業所名

ロ 主要な生産品の名称又は事業の内容

ハ 調査期間

パートタイム労働者に関する事項にまとめて記載するように整理する。（調査票の変更はない。）

報告を求める事項を調査票の項目と合わせる。（調査票の変更はない。）

ニ 企業規模

ホ 常用労働者の数

ヘ 常用労働者ごとの次に掲げる事項

a 氏名又は符号

b 性

c 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別

d 年齢及び勤続年数

e 出勤日数及び1日の実労働時間数

f きまって支給する現金給与額

g 特別に支払われた現金給与額

〔集計しない事項の有無〕 無 有

「事業所名及び電話番号」、「調査期間」及び常用労働者ごとの「氏名又は符号」は、調査票の審査に用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

① 全国調査及び地方調査

毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）について行う。

② 特別調査

毎年、7月31日現在（給与締切日の定めがある場合には、7月の最終給与締切日現在）について行う。

ニ 企業規模

ホ 常用労働者の数

ヘ 常用労働者ごとの次に掲げる事項

a 氏名及び性

b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別

c 年齢及び勤続年数

d 出勤日数及び1日の実労働時間数

e きまって支給する現金給与額

f 特別に支払われた現金給与額

〔集計しない事項の有無〕 無 有

「事業所名」、「調査期間」及び常用労働者ごとの「氏名」は、調査票の審査に用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

・全国調査及び地方調査

毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）について行う。

・特別調査

毎年、7月31日現在（給与締切日の定めがある場合には、7月の最終給与締切日現在）について行

ただし、(1) ②へgに掲げる事項については、調査を実施する年の前年の8月1日から調査を実施する年の7月31日までの期間を対象とする。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

① 全国調査及び地方調査のうち、第一種事業所
配布：

厚生労働省 — 都道府県 — 報告者

収集：

〔郵送〕 報告者 — 都道府県 — 厚生労働省

〔オンライン〕 報告者 — 厚生労働省

※ 第二種事業所の調査実施のために設置した調査員が、第一種事業所の報告者に対し、督促を行うことがある。

※ 令和4年1月分調査までは、厚生労働省から報告者に調査票を配布し、報告者が厚生労働省に直接郵送により報告を行う場合がある。

う。ただし、(1) のへfに掲げる事項については、調査を実施する年の前年の8月1日から調査を実施する年の7月31日までの期間を対象とする。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

・ 全国調査及び地方調査のうち、第一種事業所
厚生労働省 — 都道府県 — 報告者

※ 調査員が報告者に対し、督促を行うことがある。

厚生労働省 — 報告者

(1) の特別調査の修正に伴うもの

調査系統を明確化するよう配布及び収集のそれぞれを分けて記載する。

文章を明確にする。

東京都 500 人以上事業所のうち、国が直轄で調査していた事業所について、令和4年1月から東京都で調査するよう変更することから、国直轄の調査系統を削除し、経過措置として記載する。

② 全国調査及び地方調査のうち、第二種事業所

配布：

厚生労働省 - 都道府県 - 調査員 - 報告者

収集：

〔調査員〕報告者 - 調査員 - 都道府県 - 厚生労働省

〔オンライン〕報告者 - 厚生労働省

③ 特別調査

配布：

厚生労働省 - 都道府県 - 調査員 - 報告者

収集：

報告者 - 調査員 - 都道府県 - 厚生労働省

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 (政府統計
共同利用システム 独自のシステム 電子
メール)

調査員調査 その他 ()

・全国調査及び地方調査のうち、第二種事業所

厚生労働省 - 都道府県 - 調査員 - 報告者

・特別調査

厚生労働省 - 都道府県 - 調査員 - 報告者

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 (政府統計
共同利用システム 独自のシステム 電子
メール)

調査員調査 その他 ()

調査システムを明確化するよう
配布及び収集のそれぞれを
分けて記載する。

調査システムを明確化するよう
配布及び収集のそれぞれを
分けて記載する。

〔調査方法の概要〕

① 全国調査及び地方調査

イ 全国調査及び地方調査のうち、第一種事業所
都道府県から、報告者に対して郵送により調査
票を配布する。

報告者は、郵送により都道府県に調査票を提出
するか、又は、政府統計共同利用システムを利用
して厚生労働省に回答する。

※ 報告者がオンラインにより回答している場合
は、調査票の配布を省略する場合がある。

ロ 全国調査及び地方調査のうち、第二種事業所
次のいずれかの方法により調査を行う。

・調査員が配布する調査票に報告者が記入して調
査員に提出する。

・調査員が報告者から聞き取り記入する方法によ
り調査票を作成する。

・報告者が政府統計共同利用システムを利用して
厚生労働省に回答する。

※ 調査員が報告者から聞き取り記入する場合
又は報告者がオンラインにより回答している
場合は、調査票の配布を省略する場合がある。

〔調査方法の概要〕

・全国調査及び地方調査のうち、第一種事業所
については、郵送調査又はオンライン調査

・全国調査及び地方調査のうち、第二種事業所
については、調査員調査又はオンライン調査

現在、「郵送調査又はオンラ
イン調査」と記載している
のみであり、調査方法の詳
細が不明確であることから、
調査方法の詳細を明記
する。

現在、「調査員調査又はオン
ライン調査」と記載してい
るのみであり、調査方法の
詳細が不明確であることか
ら、調査方法の詳細を明記
する。

ただし、報告者の要望若しくは事情等がある場合又は災害等に起因し、調査員調査のみでは困難な場合には、次のいずれか又は両方の方法をとることができる。

- ・都道府県から報告者に郵送による調査票の配布
- ・報告者から都道府県に郵送による調査票の回収

② 特別調査

次のいずれかの方法により調査を行う。

- ・調査員が配布する調査票に報告者が記入して調査員に提出する。
- ・調査員が報告者から聞き取り記入する方法により調査票を作成する。

※ 調査員が報告者から聞き取り記入する場合は、調査票の配布を省略する場合がある。

ただし、報告者の要望若しくは事情等がある場合又は災害等に起因し、調査員調査のみでは困難な場合には、次のいずれか又は両方の方法をとることができる。

- ・都道府県から報告者に郵送による調査票の配布
- ・報告者から都道府県に郵送、又はオンラインによる調査票の回収

ただし、災害等に起因し、調査員調査のみでは困難な場合には、次のいずれか又は両方の方法をとることができる。

- ・都道府県から報告者に郵送による調査票の配布
- ・報告者から都道府県に郵送による調査票の回収

・特別調査については、調査員調査

ただし、災害等に起因し、調査員調査のみでは困難な場合には、次のいずれか又は両方の方法をとることができる。

- ・都道府県から報告者に郵送による調査票の配布
- ・報告者から都道府県に郵送、又はオンラインによる調査票の回収

第二種事業所について、報告者の要望等により郵送調査を行う場合があることから、その旨を明記する。

現在、「調査員調査」と記載しているのみであり、調査方法の詳細が不明確であることから、調査方法の詳細を明記する。

特別調査について、報告者の要望等により郵送調査を行う場合があることから、その旨を明記する。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年
 3年 5年 不定期 その他 ()
(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実
施年： 年)

- ・全国調査及び地方調査
毎月
- ・特別調査
1年

(2) (略)

8 集計事項

① 全国調査

次の事項について全国集計を行う。
イ～ハ (略)

② 地方調査

次の事項について都道府県が集計を行う。
イ、ロ (略)

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年
 3年 5年 不定期 その他 ()
(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実
施年： 年)

- ・全国調査及び地方調査
毎月
- ・特別調査
1年

ただし、令和2年における調査は、実施しな
い。

(2) (略)

8 集計事項

・全国調査

次の事項について全国集計を行う。
イ～ハ (略)

・地方調査

次の事項について都道府県別に集計を行う。
イ、ロ (略)

令和2年は終了したことから、経過措置を削除する。

地方調査の集計は都道府県が行っていることを明記する。

③ 特別調査
(略)

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法 (■e-Stat ■インターネット (e-Stat以外) ■印刷物 □閲覧)

(2) 公表の期日

① 全国調査

イ 毎月集計する事項 (8①イに掲げる事項)

毎月、速報集計時点までに提出された調査票に基づき、調査月の翌々月 10 日までに主要なものを速報として公表する。

また、その後、確報の集計時点までに提出された調査票を加えて再集計を行い、翌月分の速報の公表前又は公表と同時に確報を公表する。

ロ 賞与に関する事項 (8①ロに掲げる事項)

夏季賞与については9月分確報公表までに、年末賞与については翌年2月分確報公表までに、それぞれ公表する。

ハ 給与階級に関する事項 (8①ハに掲げる事項)

毎年、10月分確報公表までに公表する。

・特別調査
(略)

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法 (■e-Stat ■インターネット (e-Stat以外) ■印刷物 □閲覧)

(2) 公表の期日

・全国調査

毎月集計する事項のうち、主要なものは調査月の翌々月10日までに公表し、その他の集計事項については、集計完了次第公表する。

速報、確報の取扱いが明確となるように、実態に合わせて記載を修正する。

また、確報、ロ及びハについて、公表の期日の記載がなかったことから期日を明記する。

② 地方調査

都道府県において、毎月、調査月の翌々月中に集計結果を公表する。

ただし、速報と確報の2回に分けて公表する場合は、調査月の翌々月中に主要なものを速報として公表し、その後、翌月分の速報の公表前又は公表と同時に確報を公表する。

③ 特別調査

調査を実施した翌年1月末までに公表する。

・地方調査

毎月集計する事項のうち、主要なものは調査月の翌々月中に公表し、その他の集計事項は、集計完了次第公表する。

・特別調査

調査を実施した年内に公表する。

集計を行っている主体が不明確であることから、地方調査の集計は都道府県が行っていることを明記するとともに、速報、確報の取扱いが明確になるように実態に合わせて記載を修正する。

特別調査は、調査を実施した年内に公表していたが、12月上旬に取りまとめる調査対象事業所名簿と調査票に不整合がある場合には、12月中旬に再集計が発生することがある。再集計が生じても公表期日に間に合うように公表の期日を1月末に変更する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当）及び統計管理官（雇用・賃金福祉統計室長併任）並びに都道府県知事は、それぞれ、作成又は受領した調査票等を次の表の区分により保存する。

調査名	書類名	保存期間	保存責任者
全国調査及び特別調査	記入済み調査票	<u>調査を実施した年の翌年1月1日から1年</u>	<u>厚生労働省統計管理官（雇用・賃金福祉統計室長併任）</u>
	調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	永年	<u>厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当）</u>
地方調査	<u>記入済み調査票</u>	<u>調査を実施した年の翌年1月1日から1年</u>	都道府県知事

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

厚生労働大臣及び都道府県知事は、それぞれ、作成又は受領した調査票等を次の表の区分により保存する。

調査名	書類名	保存期間	保存責任者
全国調査及び特別調査	記入済み調査票	<u>3年</u>	<u>厚生労働大臣</u>
	調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	永年	
地方調査	<u>記入済み調査票又は調査票の内容を記録した電磁的記録媒体</u>	<u>3年</u>	都道府県知事

調査票の内容を記録した電磁的記録媒体は、原則として期間の定めなく保存することとされていることから、地方調査における「調査票の内容を記録した電磁的記録媒体」についても、厚生労働省において永年保存することとする。
また、厚生労働省の月次の基幹統計調査との平仄を合わせて、記入済み調査票の保存期間を1年に変更し、厚生労働大臣が保存責任者となっているものについては、課室長又は政策統括官付参事官（企画調整担当）を保存責任者とする。

		年	
	調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	永年	厚生労働省政策統括官付参事官(企画調整担当)

12 立入検査等の対象とすることができる事項
「5（1）報告を求める事項」に掲げる事項（集計しない事項を除く。）

調査計画に立入検査に関する規定がないことから、規定を設ける。

別紙

標本抽出方法

1 第一種事業所
事業所母集団データベースの年次フレームにおける調査産業に属する常用労働者数30人以上の事業所からなる名簿に厚生労働省及び都道府県が把握した事業所情報を反映したものを母集団情報として、事業所を都道府県・産業・規模別に無作為に抽出。
(略)

別紙

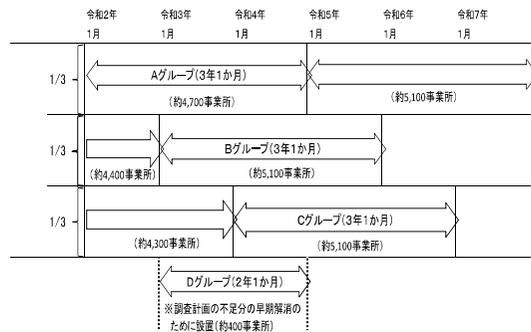
標本抽出方法

1 第一種事業所
事業所母集団データベースの年次フレームにおける調査産業に属する常用労働者数30人以上の事業所からなる名簿を抽出名簿として、事業所を産業・規模別に無作為に抽出。
(略)

本紙の修正等に合わせて別紙も修正。

本紙4（2）①に伴う修正。

(イメージ図)



※ () 内の事業所数は全国調査の報告者数である。

2 第二種事業所

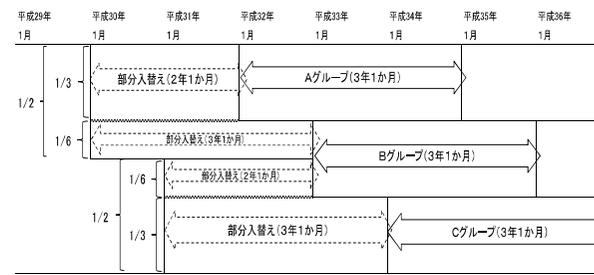
第一段の調査区の抽出は、経済センサスの「調査区」(約22万区)を基に、全国を約7万に分けて設定した毎勤調査区(第二種事業所)を母集団フレームとして、抽出に当たってはこれを5つの層に分け、都道府県・層別に抽出率を設定して、調査区を無作為に抽出。

※ 調査区数は平成26年経済センサスに基づく実績

第二段の事業所の抽出は、第一段で抽出した調査区について、厚生労働省及び都道府県が5～29人規模事業所

なお、平成30年1月分及び平成31年1月分調査は、調査対象事業所を一度に入れ替える旧方式からの切り替えに伴い、経過措置として、全体の半数を入れ替える。

(イメージ図)



2 第二種事業所

第一段の調査区の抽出は、経済センサスの「調査区」(約22万区)を基に、全国を約7万に分けて設定した毎勤調査区(第二種事業所)を母集団フレームとして、抽出に当たってはこれを5つの層に分け、各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を無作為に抽出。

第二段の事業所の抽出は、第1段で抽出した調査区について、5～29人規模事業所の名簿を作成し、次に、こ

平成30年1月分及び平成31年1月分の入替えは終了していることから削除する。

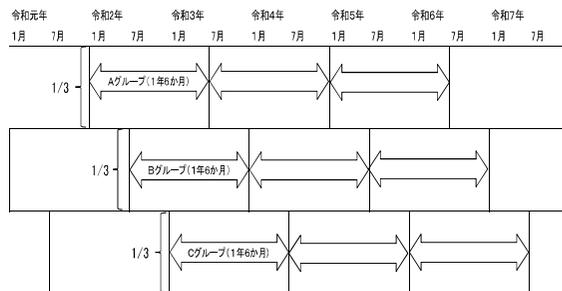
第155回(令和2年10月1日)統計委員会で報告した内容に合わせて図を修正

本紙4(2)②に伴う修正。

の名簿を作成し、次に、この名簿から事業所を産業別に無作為に抽出。

(略)

(イメージ図)



3 特別調査事業所

経済センサスの「調査区」(約 22 万区)を基に、全国を約 9 万に分けて設定した毎勤特別基本調査区を母集団フレームとして、これを都道府県別に分類するとともに、層化抽出によることとし、都道府県・層別に抽出率を設定して、調査区を無作為に抽出。

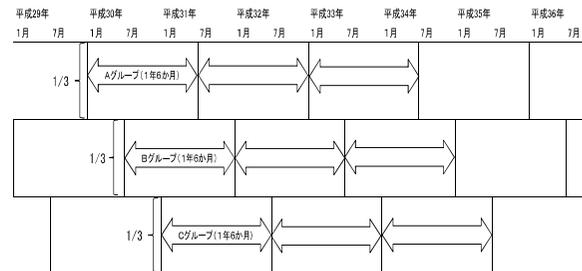
※ 調査区数は平成 26 年経済センサスに基づく実績

(略)

の名簿から事業所を産業別に無作為に抽出。

(略)

(イメージ図)



3 特別調査事業所

経済センサスの「調査区」(約 22 万区)を基に、全国を約 9 万に分けて設定した毎勤特別基本調査区を母集団フレームとして、これを都道府県別に分類するとともに、層化抽出によることとし、各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を無作為に抽出。

(略)

図の年月を修正

本紙 4 (2) ③に伴う修正。

調査計画（変更後）

1 調査の名称

毎月勤労統計調査

2 調査の目的

この調査は、全国調査、地方調査及び特別調査の3種類から成り、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国の変動を、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とし、特別調査はこれらを補完することを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

・全国調査及び地方調査

日本標準産業分類の大分類のうち、「鉱業,採石業,砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育,学習支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」に属する、常用労働者を常時5人以上雇用する事業所

・特別調査

上記産業に属する、調査期日現在において、常用労働者を5人未満雇用する事業所

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

① 全国調査

約33,000事業所（母集団の大きさ 約200万事業所）

- ・常用労働者を常時30人以上雇用する事業所（以下「第一種事業所」という。） 約15,000事業所
- ・常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所（以下「第二種事業所」という。） 約18,000事業所

② 地方調査

約43,000事業所（母集団の大きさ 約200万事業所）

・第一種事業所 約25,000事業所

・第二種事業所 約18,000事業所

※ 全国調査の報告者は、地方調査の報告者でもあり、両者の報告者数の差が、地方調査のみの報告者数である。

③ 特別調査

約22,000事業所（見込み）※（母集団の大きさ 約210万事業所）

※ 調査対象とする約2,200調査区における常用労働者を5人未満雇用する全ての事業所

（注）母集団の大きさは、いずれも事業所母集団データベース（平成30年次フレーム）に基づく数値である。

（2）報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）（詳細は別紙のとおり）

① 第一種事業所

調査実施時期に利用可能な最新の事業所母集団データベースの年次フレームによる名簿に、厚生労働省及び都道府県が把握した事業所情報を反映したものを母集団情報として、事業所を都道府県・産業・規模別に無作為に抽出する層化無作為一段抽出

調査期間は3年1か月とする。毎年1月分調査で、全体の3分の1ずつ入れ替える。ただし、入替月は入替え前の事業所も併せて調査する。

このうち、規模が500人以上の事業所については、全数調査とする。

② 第二種事業所

経済センサスの調査区を基に作成した調査区名簿から調査区を都道府県・層別に無作為に抽出し、さらに、抽出した調査区内において、厚生労働省及び都道府県が5～29人規模事業所の名簿を作成し、事業所を産業別に無作為に抽出する層化無作為二段抽出

調査期間は1年6か月とする。毎年1月分調査と7月分調査で、全体の3分の1ずつ、調査区を含めて入れ替える。

③ 特別調査

経済センサスの調査区を基に作成した調査区名簿から調査区を都道府県・層別に無作為に抽出し、抽出した調査区内において、厚生労働省及び都道府県が5人未満規模事業所の名簿を作成し、常用労働者を5人未満雇用する全事業所を抽出する集落抽出

（3）報告義務者

調査事業所の事業主

ただし、事業主が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、事実上当該事業所の事業主に代わる者が報告を行うものとする。

また、事業主以外の者が報告を求める事項の管理をしている場合には、当該管理をしている者が事業主

に代わって報告を行うことができることとする。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は調査票を参照）

① 全国調査及び地方調査

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ロ 調査期間及び操業日数
- ハ 企業規模
- ニ 常用労働者に係る性別労働者数、異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きま
って支給する給与額及び特別に支払われた給与額
- ホ 常用労働者に係る超過労働給与額及び特別に支払われた給与の名称別金額
- ヘ パートタイム労働者に係る労働者数、異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、
きまって支給する給与額、超過労働給与額及び特別に支払われた給与額
- ト 雇用、給与及び労働時間の変動に関連する事項

[集計しない事項の有無] 無 有

「調査期間及び操業日数」、「企業規模」、「雇用、給与及び労働時間の変動に関連する事項」及び
「特別に支払われた給与の名称別金額」（賞与を除く。）は、調査票の審査に用いるものであり、集計
は行わない。

② 特別調査

- イ 事業所名及び電話番号
- ロ 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ハ 調査期間
- ニ 企業規模
- ホ 常用労働者の数
- ヘ 常用労働者ごとの次に掲げる事項
 - a 氏名又は符号
 - b 性
 - c 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別
 - d 年齢及び勤続年数
 - e 出勤日数及び1日の実労働時間数
 - f きまって支給する現金給与額

g 特別に支払われた現金給与額

〔集計しない事項の有無〕 無 有

「事業所名及び電話番号」、「調査期間」及び常用労働者ごとの「氏名又は符号」は、調査票の審査に用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

① 全国調査及び地方調査

毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）について行う。

② 特別調査

毎年、7月31日現在（給与締切日の定めがある場合には、7月の最終給与締切日現在）について行う。ただし、(1)②へgに掲げる事項については、調査を実施する年の前年の8月1日から調査を実施する年の7月31日までの期間を対象とする。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

① 全国調査及び地方調査のうち、第一種事業所

配布：

厚生労働省 — 都道府県 — 報告者

収集：

〔郵送〕 報告者 — 都道府県 — 厚生労働省

〔オンライン〕 報告者 — 厚生労働省

※ 第二種事業所の調査実施のために設置した調査員が、第一種事業所の報告者に対し、督促を行うことがある。

※ 令和4年1月分調査までは、厚生労働省から報告者に調査票を配布し、報告者が厚生労働省に直接郵送により報告を行う場合がある。

② 全国調査及び地方調査のうち、第二種事業所

配布：

厚生労働省 — 都道府県 — 調査員 — 報告者

収集：

〔調査員〕 報告者 — 調査員 — 都道府県 — 厚生労働省

〔オンライン〕 報告者 — 厚生労働省

③ 特別調査

※ 調査員が報告者から聞き取り記入する場合は、調査票の配布を省略する場合がある。

ただし、報告者の要望若しくは事情等がある場合又は災害等に起因し、調査員調査のみでは困難な場合には、次のいずれか又は両方の方法をとることができる。

- ・都道府県から報告者に郵送による調査票の配布
- ・報告者から都道府県に郵送、又はオンラインによる調査票の回収

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

- ・全国調査及び地方調査

毎月

- ・特別調査

1年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

- ・全国調査及び地方調査

提出期限は、調査月の翌月の10日

- ・特別調査

実施期間は、8月1日～9月10日

8 集計事項

① 全国調査

次の事項について全国集計を行う。

イ 毎月集計する事項

第1表 産業、規模、性・就業形態別月末常用労働者数、増加・減少常用労働者数、一人平均月間出勤日数、労働時間内訳別一人平均月間実労働時間数及び給与内訳別一人平均月間現金給与額

ロ 毎年夏季（6月、7月及び8月を合算）及び年末（11月、12月及び1月を合算）の賞与について、次の集計を行う。

第2表 産業、規模別一人平均賞与支給額、賞与支給事業所数割合、賞与支給労働者数割合及び一人平均賞与支給月数

ハ 毎年9月分について、次の集計を行う。

第3表 産業、規模及び一人平均きまって支給する給与階級別事業所数

② 地方調査

次の事項について都道府県が集計を行う。

イ 毎月集計する事項

第1表 産業、規模、性・就業形態別月末常用労働者数、増加・減少常用労働者数、一人平均月間出勤日数、労働時間内識別一人平均月間実労働時間数及び給与内識別一人平均月間現金給与額

ロ 毎年夏季（6月、7月及び8月を合算）及び年末（11月、12月及び1月を合算）の賞与について、次の集計を行うことができる。

第2表 産業、規模別一人平均賞与支給額、賞与支給事業所数割合、賞与支給労働者数割合及び一人平均賞与支給月数

③ 特別調査

次の事項について集計を行う。

イ 全国集計する事項

第1表 産業、企業規模、性、通勤・住込み、家族・家族以外の別平均年齢、平均勤続年数、一人平均1日の実労働時間数、一人平均月間出勤日数、一人平均月間きまって支給する現金給与額、一人平均年間特別に支払われた現金給与額及び常用労働者数

第2表 産業、性、年齢階級、勤続年数階級、通勤・住込み、家族・家族以外の別一人平均月間きまって支給する現金給与額及び常用労働者数（企業規模1～4人）

第3表 産業、企業規模、性、年齢階級、通勤・住込み、家族・家族以外、月間きまって支給する現金給与額階級別常用労働者数

第4表 産業、企業規模、性、年齢階級、通勤・住込み、家族・家族以外、1日の実労働時間数階級別一人平均月間きまって支給する現金給与額及び常用労働者数

ロ 都道府県別に集計する事項

第5表 産業、性別一人平均1日の実労働時間数、一人平均月間出勤日数、一人平均月間きまって支給する現金給与額、一人平均年間特別に支払われた現金給与額及び常用労働者数

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法（e-Stat インターネット（e-Stat以外） 印刷物 閲覧）

(2) 公表の期日

① 全国調査

イ 毎月集計する事項（8①イに掲げる事項）

毎月、速報集計時点までに提出された調査票に基づき、調査月の翌々月10日までに主要なものを速報として公表する。

また、その後、確報の集計時点までに提出された調査票を加えて再集計を行い、翌月分の速報の公表前又は公表と同時に確報を公表する。

ロ 賞与に関する事項（8①ロに掲げる事項）

夏季賞与については9月分確報公表までに、年末賞与については翌年2月分確報公表までに、それぞれ公表する。

ハ 給与階級に関する事項（8①ハに掲げる事項）

毎年、10月分確報公表までに公表する。

② 地方調査

都道府県において、毎月、調査月の翌々月中に集計結果を公表する。

ただし、速報と確報の2回に分けて公表する場合は、調査月の翌々月中に主要なものを速報として公表し、その後、翌月分の速報の公表前又は公表と同時に確報を公表する。

③ 特別調査

調査を実施した翌年1月末までに公表する。

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他（ ）

使用しない

調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別の表示において、日本標準産業分類を使用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当）及び統計管理官（雇用・賃金福祉統計室長併任）並びに都道府県知事は、それぞれ、作成又は受領した調査票等を次の表の区分により保存する。

調査名	書類名	保存期間	保存責任者
全国調査及び特別調査	記入済み調査票	調査を実施した年の翌年1月1日から1年	厚生労働省統計管理官（雇用・賃金福祉統計室長併任）
	調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	永年	厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当）

地方調査	記入済み調査票	調査を実施した年の翌年1月1日から1年	都道府県知事
	調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	永年	厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当）

12 立入検査等の対象とすることができる事項

「5（1）報告を求める事項」に掲げる事項（集計しない事項を除く。）

標本抽出方法

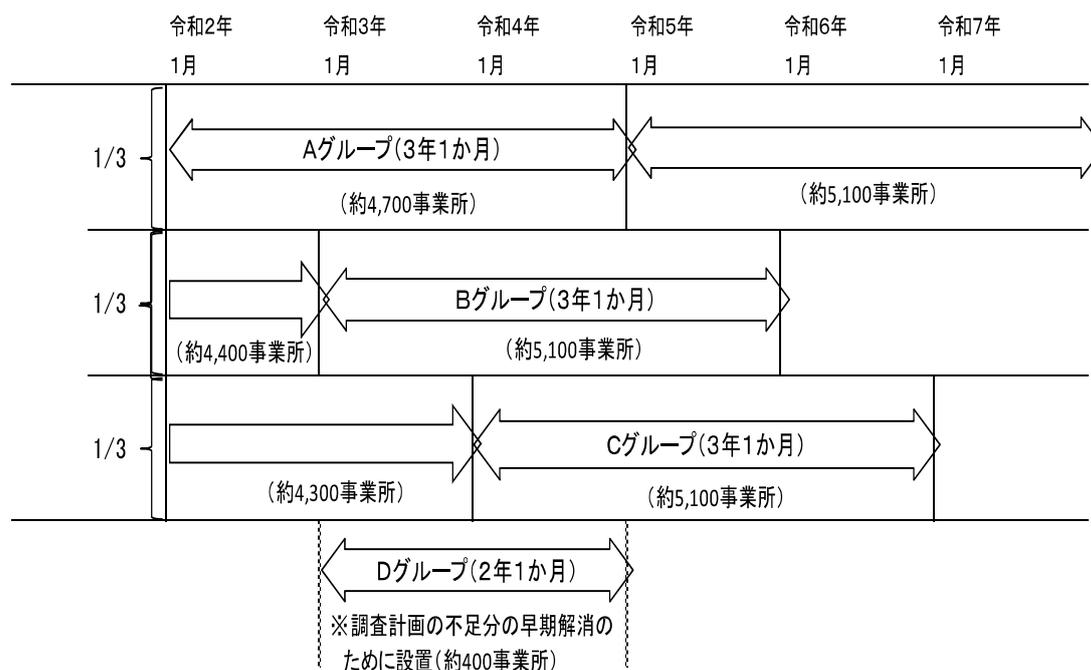
1 第一種事業所

事業所母集団データベースの年次フレームにおける調査産業に属する常用労働者数 30 人以上の事業所からなる名簿に厚生労働省及び都道府県が把握した事業所情報を反映したものを母集団情報として、事業所を都道府県・産業・規模別に無作為に抽出。

標本設計は、常用労働者一人平均月間きまって支給する給与の標準誤差率が、全国調査にあつては、産業大分類、事業所規模別に 2%以内、産業中分類、事業所規模別に 3%以内、地方調査にあつては、産業、事業所規模別に 10%以内となるように行う。

毎年 1 月分調査で、全体の 3 分の 1 ずつ、新たに無作為抽出した事業所に入れ替える。ただし、入替月は入替え前の事業所も併せて調査する。

(イメージ図)



※ () 内の事業所数は全国調査の報告者数である。

2 第二種事業所

第一段の調査区の抽出は、経済センサスの「調査区」(約 22 万区)を基に、全国を約 7 万に分けて設定した毎勤調査区(第二種事業所)を母集団フレームとして、抽出に当たってはこれを 5 つの層に分け、都道府県・層別に抽出率を設定して、調査区を無作為に抽出。

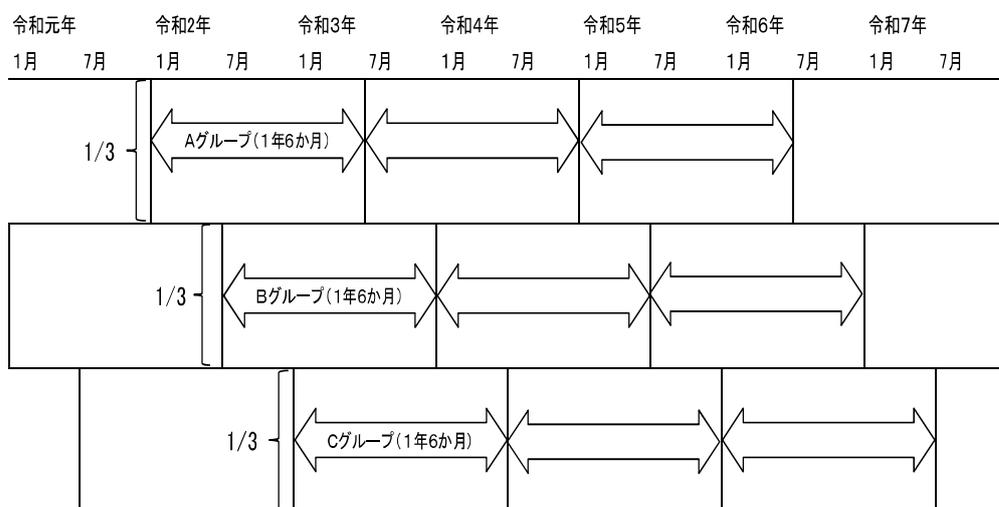
※ 調査区数は平成 26 年経済センサスに基づく実績

第二段の事業所の抽出は、第一段で抽出した調査区について、厚生労働省及び都道府県が 5～29 人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から事業所を産業別に無作為に抽出。

標本設計は、常用労働者一人平均月間きまって支給する給与の標準誤差率が、全国調査にあつては、産業大分類別に 2%以内、産業中分類別に 3%以内、地方調査にあつては、産業別に 10%以内となるように行う。

毎年 1 月分調査と 7 月分調査で、全体の 3 分の 1 ずつ、調査区を含めて入れ替える。

(イメージ図)



3 特別調査事業所

経済センサスの「調査区」(約 22 万区)を基に、全国を約 9 万に分けて設定した毎勤特別基本調査区を母集団フレームとして、これを都道府県別に分類するとともに、層化抽出によることとし、都道府県・層別に抽出率を設定して、調査区を無作為に抽出。

※ 調査区数は平成 26 年経済センサスに基づく実績

抽出した調査区に所在する事業所のうち、調査産業に属し、常用労働者数が 1～4 人である事業所全部を調査。

標本設計は、全国でみた調査産業計の常用労働者一人平均きまって支給する現金給与額の標準誤差率が、1%以内となるように行う。

毎月勤労統計調査実施の必要性

1 調査の目的・必要性について

(1) 種類

毎月勤労統計調査は、全国調査、地方調査及び特別調査の3種類からなる。

(2) 目的

毎月勤労統計調査は、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国の変動を毎月明らかにすることを、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを、特別調査にあつては全国調査及び地方調査を補完することを目的としている。

(3) 必要性・背景

我が国経済・社会の中において重要な役割を担っている雇用労働者について、その雇用のすう勢及び給与、労働時間という基本的な労働条件の動向把握は、我が国の労働・経済政策を適切に運営していく上で必要不可欠である。

毎月勤労統計調査は、雇用、給与及び労働時間の変動を全国的及び都道府県別に明らかにすることを目的に実施するもので、調査結果は、毎月、閣議報告される「月例経済報告」で言及されるほか、雇用保険や労働者災害補償保険の給付額改定の法定資料とされるなど、重要な欠かせない統計として多方面で活用されている。

このため、基幹統計調査として継続的に実施することが必要である。

【政府内において想定される主な利活用】

〔区分〕

- 重要な政策の立案・実施・評価のための基礎資料
- 基幹統計など重要な統計作成への利用
- 国際機関への提供など国際比較上の利用
- その他

〔具体的な利活用〕

別紙参照

2 他の統計調査との重複

本調査と重複する月次の統計調査は、存在しない。

3 行政記録情報等の利活用

本調査は、各事業所における月次の賃金総額、総労働時間等を調査し、調査結果も迅速に公表することが求められており、本調査の内容を代替、あるいは本調査に活用できる行政記録情報等は認められない。

4 事業所母集団データベースを利用した重複是正等

本調査は、全国調査及び地方調査の第一種事業所は毎年1月、第二種事業所は毎年1月及び7月に事業所の一部を入れ替えを行うが、その際に、事業所母集団データベースとの重複是正を行うとともに、抽出後に調査結果名簿の履歴登録を行っている。

また、特別調査は、調査区内の1～4人規模の全ての事業所を調査する集落抽出を行うことから、事業所母集団データベースとの重複是正は行わず、調査終了後に調査結果名簿の履歴登録を行っている。

【重複是正の実施時期】

- ・ 第一種事業所 毎年6月頃
 - ※ 調査開始前に追加で抽出した事業所分は11月頃に改めて登録
- ・ 第二種事業所 毎年5月及び11月頃

【調査結果名簿登録時期】

- ・ 第一種事業所 毎年2月頃
- ・ 第二種事業所 毎年1月及び7月頃
- ・ 特別調査 毎年1月頃

毎月勤労統計調査結果の主な利用状況

I 厚生労働省における利用状況

1 失業給付の額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更

雇用保険法第 18 条において、年度の平均給与額（毎月勤労統計調査における 4 月から翌年 3 月までの平均定期給与額の（単純）平均値）の変動に応じ、失業給付のうち求職者給付の基本手当日額の算定に用いる賃金日額の範囲等を改訂することとなっている。

2 労働災害の休業補償

労働基準法第 76 条第 2 項において、常時 100 人未満の労働者を使用する事業場については、毎月勤労統計調査における毎月きまって支給する給与に一定の変動があった場合に休業補償の額を改訂することとなっている。

3 労災保険の保険給付

労働者災害補償保険法第 8 条の 2 第 1 項第 2 号において、休業給付基礎日額は、毎月勤労統計調査における毎月きまって支給する給与に一定の変動があった場合、その変動幅に応じて改訂することとなっている。

また、同法第 8 条の 3 第 1 項第 2 号において、年金給付基礎日額は、毎月きまって支給する給与の変動幅に応じて改訂することとなっている。さらに同法第 16 条の 6 第 2 項等において規定される遺族補償一時金等の額の算定にも用いられる。

4 平均賃金の算定

離職後の診断によって業務上の疾病が認められた場合等、労働基準法第 12 条第 8 項の規定に基づく平均賃金を算定する際に、平均定期給与月額の変動率が参考に使用される場合がある。

5 各種審議会等の審議資料

最低賃金の決定に係る中央最低賃金審議会の審議資料として使用されている。

6 労働時間短縮の推進

「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」（平成 4 年法律第 90 号）に基づく労働時間短縮に関する各種施策の実施において、総実労働時間（調査産

業計、事業所規模5人以上、30人以上)を年換算したものが参考指標として使用される場合がある。

7 労働経済の分析

労働に関する経済問題の総合的な分析を行っている「労働経済の分析」において利用されている。

II 他省庁における利用状況

1 経済分析（月例経済報告、経済財政白書等）（内閣府）

毎月1回、月例経済報告等に関する関係閣僚会議の中で、労働経済情勢を示す重要な指標として、賃金では現金給与総額指数、きまって支給する給与指数（いずれも調査産業計、事業所規模5人以上）の前年同月比、季節調整値及び前月比等が利用されており、労働時間では所定外労働時間指数（製造業、事業所規模5人以上）の季節調整値及び前月比等が取り上げられている。

また、経済問題の総合的な分析を行っている「経済財政白書」等において、労働経済情勢を示す重要な指標として利用されている。

2 景気動向指数（内閣府）

景気動向指数は、景気の現状把握及び将来予測のために、内閣府が生産、雇用など景気に敏感な30系列を使って作成・発表しているものであるが、労働投入量指数の算出に用いる総実労働時間指数（調査産業計、事業所規模30人以上、季節調整値）が一致系列に、常用雇用指数（調査産業計、事業所規模30人以上、前年同月比）、きまって支給する給与（製造業、名目、事業所規模30人以上、季節調整値）が遅行系列に採用されている。

3 国民経済計算の推計の資料（内閣府）

国民経済計算の推計に際し、雇用者報酬の算定資料となっている。

4 公共工事設計労務単価の算定（国土交通省）

公共工事の工事費の積算に用いる、公共工事設計労務単価の算定基礎資料に利用されている。

5 人事院勧告の基礎資料（人事院）

民間給与の一般的動向の把握に使用されている。

Ⅲ その他の利用状況

1 海外への紹介

I L O、O E C D等国際機関に定期的に報告されるなど、国際的にも広く利用されている。

2 民間企業における利用

イ ベースアップ等賃金改定の参考資料としての利用ほか、労働関係の基礎資料として利用されている。

ロ 民間の調査研究機関等が、景気判断、景気予測等を行う際に利用されている。

3 民事事件・事故などの補償額の算定

交通事故の補償など逸失利益算出の基礎資料として利用される場合がある。

様式第2号 (第9条関係)



統計法に基づく基幹統計調査
毎月勤労統計調査全国調査票
(第二種事業所用)



厚生労働省

令和 年 月 分

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
(主要なものとは、総収入の最も多いものです。)

----- 日 -----

2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。)

----- 月 ----- 日から ----- 月 ----- 日まで。

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。

----- 日 -----

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。(貴企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)

(1) 1,000人以上 (4) 30~99人
 (2) 300~999人 (5) 5~29人
 (3) 100~299人

都道府県番号	調査区番号	事業所一連番号	産業分類番号			抽出率番号	※事業所規模番号	※企業規模番号
			大	中	小			

※印欄は記入しないでください。

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。
パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

常用労働者の性別	5 常用労働者数					6 出勤日数 実際に出勤した日の合計は延べ何日でしたか。(有給休暇は含めないでください。1時間でも出勤した日は1日に数えてください。)	7 実労働時間数 (休憩時間は含めないでください。)		8 現金給与額 (税込み額です。)				
	(1) 前調査期間の末日は何人でしたか。	(2) 採用、転勤等による増加は何人でしたか。	(3) 解雇、退職、転勤等による減少は何人でしたか。	(4) 本調査期間の末日は何人でしたか。	(5) うち、パートタイム労働者は何人でしたか。		(1) 所定内労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(2) 所定外労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(1) きまって支給する給与の総額はいくらでしたか。(労働協約、就業規則等に支給条件、算定方法等が定められている給与です。)	(2) うち、超過労働給与の総額はいくらでしたか。(残業手当、深夜手当等です。)	(3) 特別に支払われた給与の総額はいくらでしたか。(盆、暮等の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与です。)	(4) 左の特別に支払われた給与の名称及び名称別金額を記入してください。	
男	1												①賞与 百万 千円
女	2												②定昇・ベースアップ等の追給()月分から()月分 千円
計	3												③3か月を超える期間で算定される通勤手当 千円
うち、パートタイム労働者	4												その他(名称別に金額を記入してください。) ④ 千円 ⑤ 千円

◎ 計のうち、パートタイム労働者分について記入してください。

9 変動状況 [調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。]

1 定弁を実施した。 4 休日に操業、営業等の事業活動を行った。
 2 ベースアップを実施した。 5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。
 3 操業短縮、一時休業を実施した。 6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10 備考 [本月分の報告内容と前月分の間に着しい差がある場合は、その理由を記入してください。]

事業所の面接者氏名

調査票作成年月日 年 月 日

統計調査員印

この調査票は、10日までに都道府県庁の統計主管課に提出してください。
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

様式第3号 (第9条関係)



統計法に基づく基幹統計調査
毎月勤労統計調査地方調査票
(第一種事業所用)



厚生労働省

令和 年 月 分

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
(主要なものとは、総収入の最も多いものです。)

----- 日 -----

2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。)

----- 月 ----- 日から ----- 月 ----- 日まで。

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。

----- 日 -----

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。(貴企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)

(1) 1,000人以上 (4) 30~99人
 (2) 300~999人 (5) 5~29人
 (3) 100~299人

都道府県 番号	事業所 番号	産業分類番号			抽出率番号	※事業所 規模番号	※企業 規模番号
		大	中	小			

※印欄は記入しないでください。

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。
パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

常用労働者 の性別	5 常用労働者数					6 出勤日数	7 実労働時間数 (休憩時間は含めないでください。)		8 現金給与額 (税込み額です。)				
	(1) 前調査 期間の末日 は何人でしたか。	(2) 採用、 転勤等による 増加は何 人でしたか。	(3) 解雇、 退職、転勤 等による減 少は何人 でしたか。	(4) 本調査 期間の末日 は何人 でしたか。	(5) うち、 パート タイム 労働者 は何 人 で し た か。	実際に出勤した日の 合計は延べ何日 でしたか。(有給休 暇は含めないで ください。1時間でも 出勤した日は1日に 数えてください。)	(1) 所定内労働 時間の合計は延 べ何時間 でしたか。	(2) 所定外労働 時間の合計は延 べ何時間 でしたか。	(1) きまって支給 する給与の総額は いくらでしたか。 (労働協約、就業 規則等に支給条 件、算定方法等が 定められている給 与です。)	(2) うち、超過労働 給与の総額は いくらでしたか。 (残業手当、深夜 手当等です。)	(3) 特別に支払われた給与 の総額はいくら でしたか。 (盆、暮等の賞与、3か月を超 える期間で算定される給与、 ベースアップの差額追給分 及び支給事由の発生が不確 実な給与です。)	(4) 左の特別に支払われた 給与の名称及び名称別金額 を記入してください。	
男	1												①賞与
女	2												②定昇・ベースアップ等の 追給()月分から()月分
計	3												③3か月を超える期間で算定 される通勤手当
うち、 パート タイム 労働者	4												その他(名称別に金額を記 入してください。) ④

◎ 計のうち、パートタイム労働者分について記入してください。

9 変動状況 [調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。]

1 定弁を実施した。 4 休日に操業、営業等の事業活動を行った。
 2 ベースアップを実施した。 5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。
 3 操業短縮、一時休業を実施した。 6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10 備考 [本月分の報告内容と前月分の間に着しい差がある場合は、その理由を記入してください。]

記入担当者
氏名

調査票
提出年月日

年 月 日

この調査票は、10日までに提出してください。
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

様式第4号 (第9条関係)



統計法に基づく基幹統計調査
毎月勤労統計調査地方調査票
(第二種事業所用)



厚生労働省

令和 年 月 分

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
(主要なものとは、総収入の最も多いものです。)

----- 日 -----

2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。)

----- 月 ----- 日から ----- 月 ----- 日まで。

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。

----- 日 -----

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。(貴企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)

(1) 1,000人以上 (4) 30~99人
 (2) 300~999人 (5) 5~29人
 (3) 100~299人

都道府県番号	調査区番号	事業所一連番号	産業分類番号			抽出率番号	※事業所規模番号	※企業規模番号
			大	中	小			

※印欄は記入しないでください。

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。
パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

常用労働者の性別	5 常用労働者数					6 出勤日数	7 実労働時間数 (休憩時間は含めないでください。)		8 現金給与額 (税込み額です。)				
	(1) 前調査期間の末日は何人でしたか。	(2) 採用、転勤等による増加は何人でしたか。	(3) 解雇、退職、転勤等による減少は何人でしたか。	(4) 本調査期間の末日は何人でしたか。	(5) うち、パートタイム労働者は何人でしたか。	実際に出勤した日の合計は延べ何日でしたか。(有給休暇は含めないでください。1時間でも出勤した日は1日に数えてください。)	(1) 所定内労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(2) 所定外労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(1) きまって支給する給与の総額はいくらでしたか。(労働協約、就業規則等に支給条件、算定方法等が定められている給与です。)	(2) うち、超過労働給与の総額はいくらでしたか。(残業手当、深夜手当等です。)	(3) 特別に支払われた給与の総額はいくらでしたか。(盆、暮等の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与です。)	(4) 左の特別に支払われた給与の名称及び名称別金額を記入してください。	
男	1											①賞与	
女	2											②定昇・ベースアップ等の追給()月分から()月分	
計	3											③3か月を超える期間で算定される通勤手当	
うち、パートタイム労働者	4											その他(名称別に金額を記入してください。)	
												④	
												⑤	

◎ 計のうち、パートタイム労働者分について記入してください。

9 変動状況 [調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。]

1 定昇を実施した。 4 休日に操業、営業等の事業活動を行った。
 2 ベースアップを実施した。 5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。
 3 操業短縮、一時休業を実施した。 6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10 備考 [本月分の報告内容と前月分の間に着しい差がある場合は、その理由を記入してください。]

事業所の面接者氏名

調査票作成年月日 年 月 日

統計調査員印

この調査票は、10日までに都道府県庁の統計主管課に提出してください。
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

